



こうえきつうほう

公益通報制度とは？

会社の不正行為を発見した従業員が
会社内の窓口や、社外窓口に対して
通報できる制度です



① あなたが



正社員・派遣労働者・アルバイト・
パート・役員など (退職後1年以内の者を含む)



② あなたの周りで 発見した不正行為を

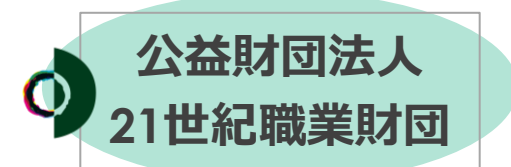


● **犯罪行為**、公益通報者保護法が定める法令に違反する行為
● 同法が定める法令で、**刑罰・罰金**につながる可能性のある行為



③ 通報できる制度

✉ メール対応のみになります ✉



公益通報窓口はこちらから

● 会社が定めた社内窓口／社外窓口
● 処分・勧告等の権限を有する行政機関など

公益通報の対象となる不正行為とは？



- ✓ 社員・派遣社員の引き抜き行為
- ✓ 不正請求・請求書の改ざん・架空請求
- ✓ 個人・顧客情報に私的利用、持ち出し・漏えい
- ✓ 不正な会計処理、領収書の改ざん
- ✓ 金銭の着服・横領・脱税
- ✓ 暴力・恐喝・脅迫行為
- ✓ その他、窃盗 など



〈公益通報の対象にならないこと〉

- 会社や他人に対する **苦情**、および悪意のある虚偽の通知や行為
- 従業員の私生活上の法令違反行為
- **パワーハラスメント** ● **セクシュアルハラスメント**

※ハラスメントが、暴行・脅迫や強制わいせつなどの犯罪行為に当たる場合には公益通報に該当します

ホットスタッフでは、ハラスメント専用の相談窓口を設置しています



ハラスメント 相談窓口

☎ 電話・メール✉

ハラスメント相談窓口はこちらから

派遣先で起こった不正行為の通報先はどこ？

派遣先(就業先) で起こったこと



派遣先の

社外通報・相談窓口 

* 派遣先に窓口が無ければ *



権限を有する行政機関

(消費者団体・事業者団体・労働組合・報道機関など)

派遣先で起こった不正行為の通報はホットスタッフでは対応できないため受付けることができません！



**ホットスタッフの
公益通報受付窓口**



公益財団法人
21世紀職業財団

公益通報の「対象となる法律」とは？



国民生活の安心や安全を脅かす法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、
全ての法律が対象となるのではなく

「国民の生命・身体・財産その他の利益の保護に関わる法律」

として公益通報者保護法や政令で定められた法律をいいます

(令和6年4月1日現在、約500本)

「対象となる法律」の例	
分野	法律の例
個人の生命・身体の保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑法 ● 食品衛生法 ● 道路運送車両法 ● 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ● 家畜伝染病予防法 ● 建築基準法 ● 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
消費者の利益の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品取引法 ● 日本農林規格等に関する法律 ● 食品表示法 ● 特定商取引に関する法律 ● 割賦販売法 ● 電気事業法 ● 不当景品類及び不当表示防止法
環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染防止法 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 水質汚濁防止法 ● 土壌汚染対策法 ● 悪臭防止法
公正な競争の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 ● 不正競争防止法 ● 下請代金支払遅延等防止法
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報保護に関する法律 ● 労働基準法 ● 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ● 著作権法 ● 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

